◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５３号（H28. 6. 3）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．　重大事故等情報＝７件（５月２７日～６月２日分）
（１）乗合バスの衝突事故
（２）法人タクシーの衝突事故①
（３）法人タクシーの衝突火災事故
（４）法人タクシーの衝突事故②
（５）法人タクシーの衝突事故③
（６）法人タクシーの死傷事故
（７）トラックの衝突事故

２.「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の公表について（新着情報）
３. 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
４. 軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について
５. 車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
６. タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
７. ４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
８. 軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について

◇◇◇

（２）法人タクシーの衝突事故①
５月２８日（土）午前２時５１分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せ運行中、道路をＵターンしようとした際、前方から走行してきた二輪車と衝突した。
この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

（３）法人タクシーの衝突火災事故
５月３０日（月）午前３時０９分頃、福岡県の国道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名の乗せ運行中、乗客から「降ろしてほしい」と言われ、交差点手前の左車線にハザードランプを点灯させて停車していたところ、後方から進行してきた軽乗用車に追突された。
この事故により、軽自動車の同乗者とタクシー運転者が軽傷を負った。タクシーの乗客は車外にいたためけがはなかった。
衝突の際、タクシー後部トランクルーム付近から出火し、駆けつけた消防により約１０分後に消火された模様。

（４）法人タクシーの衝突事故②
５月３０日（月）午後９時５７分頃、東京都の都道において、千葉県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せ運行中、側道への分岐部分コンクリートに衝突した。
この事故により、乗客が死亡し、タクシーの運転者が軽傷を負った。
事故当時、タクシーは片側３車線の第２車線を走行していたが、前方でハザードおよび回転灯を点灯させた清掃車が低速で走行していたため、左車線から清掃車を追い越し中央車線に戻る際に側道への分岐部分コンクリートに衝突した模様。
なお、乗客はシートベルトをしていなかった模様。

（５）法人タクシーの衝突事故③
６月２日（木）午前１時２３分頃、大阪府の市道において、府内に営業所を置くタクシーが空車にて運行中、交差点を直進した際、右方向から交差点に進入してきた乗用車と衝突した。
この事故により、タクシーの運転者が死亡した。
現場は信号機のある交差点で、事故当時、乗用車は警察車両に追跡されており、乗用車が赤信号で交差点に進入した模様。

（６）法人タクシーの死傷事故
６月２日（木）午後９時０８分頃、岐阜県の市道において、同県に営業所を置くタクシーが空車にて運行中、道路を横断中の歩行者をはねた。
この事故により歩行者が死亡した。
歩行者は反対車線のバス停でバスから降車して道路を横断中にタクシーにはねられた模様。

（７）トラックの衝突事故
６月１日（水）午前２時００分頃、愛知県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、交差点を直進した際、対向車線から右折してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車に乗っていた乗員３名のうち２名が死亡し、１名が重傷を負った。

上記６件の死傷者数計：死亡６名、重傷１名、軽傷１３名（速報値）

◇◇◇

進めることが必要であり、この点についても、当委員会において検証を行っていくこととする。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000250.html

◇◇◇

た。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000241.html

◇◇◇

・法定速度超過。
（３）運行管理に共通する問題点
・適性診断結果を活用していない。
・指導・監督において、運転者の習得の程度を把握していない。
２．再発防止策として考えられるもの
（１）運転者に対する指導監督の強化
（２）適性診断結果の活用
（３）安全を意識した運転

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1604/0415/cs_p160415.pdf

◇◇◇

において計２４２台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち８６台（35.5%）の車両について法令違反が確認されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html

◇◇◇

◆◆◆